

公的統計の課題等に関する統計委員会基本計画部会でのこれまでの議論の概要（サービス統計関係部分の抜粋）

第5回統計委員会資料を基に、事務局において編集（敬称略。部 は第1回基本計画部会での意見を示す。）

項 目	意 見 等 の 概 要
<p>1 統計の体系的整備</p> <p>(1) 体系的整備の考え方</p> <p>(2) 統計利用者の声や政策決定上のニーズの把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計リソースに制限がある中で、必要な統計の充実や新しい統計調査を実施するため、スクラップ・アンド・ビルドをどういう考え方でやっていくべきかについて、ある程度、中期的な考え方をまとめる必要がある。（竹内：部 ） ・ 統計の体系的整備に向けた視点としては、統計調査の効率性など個別統計ごとの視点に加え、統計間の有機的結合など統計横断的視点が重要である。経済統計の場合、この統計横断的な視点としてはナショナルアカウンツ（国民経済計算）が基軸としての役割を果たす。統計間リンケージについて具体的な分析が必要である。（野村：部 ） ・ 社会の変化は著しく、統計体系を定めたとしてもたちまち陳腐化する。とりあえず、現時点で最善のものを決めて、後は時代の変化に応じて随時変えていくしかないのではないか。（広松：部 ） ・ 政策ニーズに応じて機動的に実態を把握する必要があるということと、体系的に整備が必要であることは必ずしも同一ではない。（竹内：部 ） ・ 現在、日本の産業分類は生産される財の用途等で分類されることとされているが、それは商品分類における視野であり、財の需要構造を反映させるほど分類が不安定になる可能性があることから、NAICS で貫徹されたようにアクティビティをより重視する必要がある。事業所は調査の単位であるが、産業分類はアクティビティの分類である。（野村：部 ） ・ アクティビティベースの統計があっても良いと思うが、産業分類は、調査の単位である事業所の分類で捉えるのを原則とすべき。アクティビティで売上高や従業者数等を把握することは實際上困難。（竹内：部 ） ・ 利用者の声を吸い上げるための組織化、制度化の仕組みを検討すべき。（舟岡：部 ） ・ 行政施策に必要なデータを整備するためには、府省間のみならず府省内も含めて統計部局と政策部局とのコミュニケーションが十分に図られる仕組みが必要である。（竹内：部 ） ・ 一概にニーズといっても、広く社会全体のニーズといえるものから、特定の利用者が要望している等限定的なニーズがあり、後者のニーズにどのように対応していけば良いかが課題である。（竹内：部 ）

(3) 統計相互間の連携確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNA 統計の作成に利用されている 1 次統計には、粗いものもあれば密なものもあり区々となっているので、SNA 統計の精度向上の観点から整備・見直しを行う必要がある。(舟岡：部)
(5) 個別分野での統計整備 経済センサス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済センサスは、今後、産業統計の基礎になることから、それを拡充していくにはどうしたら良いかということを考える必要がある。(竹内：部) ・ 経済センサス企画会議では、経済センサスに関連する他の大規模統計調査の取扱いや事業所・企業の名簿整備等について、経済センサスを実施する平成 21 年及び 23 年のみしか検討されていないが、22 年や 24 年以降に関しても早急に議論すべきである。(広松、舟岡：部)
サービス統計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次産業については、動態統計は準備が進んでいるが、1 年に一度くらい構造統計が必要と考えられ、これをどうしたら良いか検討する必要がある。(竹内：部) ・ サービス統計においては、対応する商品(財)が存在しないため、事業所ベースの分類とアクティビティーベースの分類が併立してしまう。いずれの分類によることが適当なのかという問題は重要。(広松：部)
NPO 統計	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO の活動量や組織量等は、これからの時代のニーズと思う。(阿藤：部)
観光統計、IT 統計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光統計や IT 関連統計はまだ十分に整っていない。(広松：部)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次産業の統計、環境統計、観光統計、IT 統計、ジェンダー統計、雇用関連統計等については、今後、重点的な整備が必要である。(佐々木：部) ・ 経済社会の変化を的確に反映した統計の整備という観点から、経済センサスやサービス統計の拡充は重要である。(門間：部) ・ 医療施設調査等の医療施設統計においては、高度な医療機器の情報等については調査されているが、経営に関する情報はあまり調査されておらず、どういう医療サービスが行われているかを的確に把握することができない状況となっている。(舟岡：部)

(注) この他、第 6 回基本計画部会 (平成 19 年 12 月 17 日開催) 資料 1 「統計の体系的整備に係る各委員提出資料」も参照のこと。

公的統計の課題等に関する「議論の方向性」について（サービス統計関係部分の抜粋）

第5回統計委員会資料を基に、事務局において編集

（敬称略）

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
1 統計の体系的整備関係			
<p>（1）体系的整備の考え方</p>		<p>より良い統計を整備する上での対立する概念、例えば、産業の実態把握に関して主業格付け調査と事業活動（アクティビティ）の把握の両立等の課題について方向性が明示されなければ、個別の統計調査の調整コストが増大する（経済産業省）。</p>	<p>経済産業省に案があれば伺いたい（大守）。 産業の実態把握に関して主業格付け調査と事業活動（アクティビティ）の把握は対立する概念ではない。アクティビティの対象事業所の名簿整備が課題（舟岡）。</p>
<p>（2）統計利用者の声や政策決定上のニーズの把握</p>	<p>調査規則等の制定や改正の際に、行政手続法に基づき、調査の実施府省において、パブリックコメントを実施するなど、利用者等の声を把握。</p>	<p>個別統計調査についてのニーズ把握は可能であるが、統計全体としてのニーズ把握が不十分（個別統計で対応困難な課題の把握の工夫が必要。）（総務省）。 幅広い利用者のニーズ把握には、パブコメのみでは不十分（総務省）。 政策部局からのニーズ、学会等からのニーズを定期的に把握する仕組み・体制がない（政策統括官）。</p>	<p>ニーズ把握に関する何らかのシステムが必要ではないか？（大守） 個別統計調査についてのニーズ把握はどのようにすれば可能か？（舟岡） 統計委員会が統計全体のニーズ把握、政策部局、学会等からの要望を吸い上げる機能を持つべきではないか（阿藤）。 統計には一回限りで有効な情報を得られる場合と、長期的比較可能な形を維持した結果情報が得られる場合と2種類ある。前者はパブリックコメントなどの単発のニーズ把握で足りるが、後者に関しては主な利用者である学会や諸外国との定期的な意見交換の仕組みをつくる必要がある（井伊）。 ユーザー等との常設の協議会等の設置（舟岡）。</p>

(5) 個別分野での統計整備			
<p>●経済センサス</p>	<p>平成 21 年に事業所及び法人企業の名称等の捕捉に重点を置いた調査(総務省が中心となって実施)を行い、その情報をもとに 23 年に経理項目等の把握に重点をおいた調査(総務省と経済産業省が中心となって実施)を行うこととし、「経済センサス企画会議」において検討中。</p>	<p>ポスト経済センサスの基幹統計調査の位置付けについて、既存統計調査だけでなく未整備分野を含めて基幹統計調査を体系的な整理・構築を行わなければ、「経済センサス」の中間年における業種ごとの特性を捉えることができなくなる(経済産業省)。</p>	<p>ポスト経済センサスの基幹統計調査の位置付けについては、サービス業を中心とする第 3 次産業の調査と、第 1 次、第 2 次産業の調査のバランスが統計法改正のきっかけでもあったことを念頭におきながら未整備分野を含めた体系的な整理・構築を行うことが「経済センサス」及びその中間年における各産業に特化した調査の特性を的確に捉えるための前提条件である(美添)。</p>
<p>●サービス統計</p>	<p>現在、「特定サービス産業実態調査」(経済産業省) 「特定サービス産業動態統計調査」(経済産業省) の拡充が予定されているほか、平成 20 年度から、サービス産業全体の経済活動の動向を明らかにする「サービス産業動向調査(仮称)」(総務省) を創設予定。 本年 11 月から、「サービス統計整備研究会」において、サービス統計整備の在り方について検討中。</p>	<p>サービス産業の統計は対象数が多く、信頼性の高い対象名簿の整備、実地調査に係る人員確保ができなければ、政府全体としてサービス統計の拡充に支障が生ずる(経済産業省)。 サービス産業は所管が多府省間にまたがることから、実施においては円滑な調整・連携が必要(経済産業省)。</p>	<p>経済センサスが名簿整備の役割を果たす(舟岡)。</p> <p>左記「サービス統計整備研究会」での検討と、基幹統計指定や統計体系に関する「基本計画部会」での議論との間に、リンクが必要(門間)。</p>

注)「政策統括官」とは、総務省政策統括官(統計基準担当)を指す。